

(様式第 16 号)

# 平成 26 年度 みやぎ環境交付金事業 (計画・実績) 概要書

市町村名 : 多賀城市

## 多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付事業

### <事業目的>

夜間における犯罪及び事故の発生を防止するため、地区住民が行う防犯街路灯の設置、修繕又は維持管理について、これに要する経費の一部を助成することにより、非行のおそれのある暗い道路をなくし、もって市民生活の安全と安心を確保する。

二酸化炭素の削減効果	3,365kg-co2
経済波及効果	8,000 千円
その他	

### <事業内容>

- 当年度の事業費  
4,414,546 円
- 事業量  
内訳 LED 防犯灯新設 104 台  
蛍光灯から LED 防犯灯導入 22 台  
水銀灯から LED 防犯灯導入 41 台
- 事業実施期間  
平成 26 年 7 月 17 日から  
平成 27 年 2 月 18 日まで
- 補助額 (率)  
表のとおり

### <その他>

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間継続事業 (交付金額)

平成 23 年度～25 年度	4,000 千円
平成 26 年度	4,266 千円
平成 27 年度	4,000 千円
5 年間の合計	20,266 千円

### ○多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則

#### 附 則

〔平成 23 年度から平成 27 年度までの LED 街路灯設置の特別〕

3 平成 23 年度から平成 27 年度までの間に設置者が補助申請をし、かつ、学校が認定した小学校又は中学校の通学路のうち市長が特に必要と認める場所に LED 街路灯を設置する場合に対する対象の標準の適用については、同表中「60,000 円」とあるのは「70,000 円」と、「80,000 円」とあるのは「90,000 円」とする。

2 年 (平成 23 年度～平成 27 年度)

別表 (第 3 条関係)

補助項目		設置費	修繕費	電気料
補助対象				
電 光	設置に要した新灯又は 10,000 円のいずれか低い額			
水銀灯	独立設置に要した新街路灯又は 30,000 円のいずれか低い額		修繕に要した額又は 5,000 円のいずれか低い額	100 分の 50 に相当する額
	その他	設置に要した額又は 20,000 円のいずれか低い額		
LED 電灯	独立設置に要した新街路灯又は 60,000 円のいずれか低い額			
	その他	設置に要した額又は 50,000 円のいずれか低い額		

備考

- 1 設置費額及び修繕費額の額は防犯街路灯 1 灯当たりの額とする。
- 2 電球のみの交換費用は、修繕費に含まれるものとする。
- 3 電光灯には、自然灯を含むものとする。ただし、自然灯の設置費は、補助対象経費としない。
- 4 水銀灯にはインバータ式電光灯及び無電極放電灯を含むものとする。

金額単位 (千円) (小数第 1 位以下)

## ○多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付規則

### 附 則

(平成23年度から平成27年度までのLED電灯設置の特例)

- 3 平成23年度から平成27年度までの間に代表者が補助申請をし、かつ、学校長が認定した小学校又は中学校の通学路のうち市長が特に必要と認める場所にLED電灯を設置する場合に対する別表の規定の適用については、同表中「60,000円」とあるのは「70,000円」と、「50,000円」とあるのは「60,000円」とする。

追加〔平成23年規則15号〕

### 別表（第3条関係）

補助項目		設置費	修繕費	電気料
補助対象				
蛍光灯		設置に要した額 又は10,000円の いずれか低い額	修繕に要した額 又は5,000円の いずれか低い額	100分の50に 相当する額
水銀灯	独立 街路灯	設置に要した額 又は30,000円の いずれか低い額		
	その他	設置に要した額 又は20,000円の いずれか低い額		
LED電灯	独立 街路灯	設置に要した額 又は60,000円の いずれか低い額		
	その他	設置に要した額 又は50,000円の いずれか低い額		

### 備考

- 1 設置費欄及び修繕費欄の額は防犯街路灯1灯当たりの額とする。
- 2 電球のみの交換費用は、修繕費に含むものとする。
- 3 蛍光灯には、白熱灯を含むものとする。ただし、白熱灯の設置費は、補助対象経費としない。
- 4 水銀灯にはインバータ式蛍光灯及び無電極放電灯を含むものとする。

全部改正〔平成23年規則15号〕